


JODA 資料 3

改正薬事法下での一般用医薬品供給の確保対策について  
 (日本薬剤師会他 9 団体連名の検討会提出資料) の実行性に関する懸念

(参考) 配置販売に関する補足資料



北海道

キーワード検索   Google

[ホーム](#) [目次](#) [お問い合わせ](#) [お問い合わせ](#) [お問い合わせ](#) [お問い合わせ](#) [お問い合わせ](#) [お問い合わせ](#) [お問い合わせ](#) [お問い合わせ](#)

ホーム > 医薬品 > 医薬品の供給 > 強引に置いていかれた置き薬

架空・不当請求被害防止対策資料  
[トップ](#) > [強引に置いていかれた置き薬の被害防止対策](#) > [強引に置いていかれた置き薬](#)  
 前の事例 [見ると便利です](#) (リンク先)  
 次の事例 [強引に置いていかれた置き薬](#)

**強引に置いていかれた置き薬**

**事例**  
 高齢の母が一人で衣いとき、置き薬(置き薬)の業者が来た。「他にもあるし、今、若い者がいぬので断ったのに、「3ヶ月でいぬからに勝手に薬を置いていったという。使わぬし、後でトラブルになりたくなので、手元に置いておきたいが、どうすればよいか。アドバイス」  
 家庭に薬を置く、定期的に強引にきて使った分の薬代を受け取り、薬を補充して帰っていく「置き薬」の業者は、「富士の薬師」が昔から有名です。  
 薬の保管や代金の支払いは、基本的には業者と消費者の信頼関係の上に成り立っており、今でも消費者の日常生活に定着していることから、認可販売法の対象にはなっていません。従って、クーリング・オフ制度(無条件解約)もありません。  
 ところが最近、強引に薬を置いていく、業者をせめて悪質な勧誘をされたという苦情が相次いでいます。  
 業者が強引に薬を置いていくことに、しぶしぶでも応じた場合は、契約したことになりますので消費者にはその薬を保管する義務が生じます。ただし、取ったわけではないので、薬を使用しなければ代金を支払ふ必要はありません。しかし、有効期限が切れた薬を処分した後、請求を受けたという苦情もありませんので契約には注意が必要です。もしも置き薬の契約を解約したい場合は、すぐに業者に解約を申し出て、引取りを要してください。  
 また、相対者のように業者が消費者の意志を確認しないまま、あるいは断ったのに勝手に置いていった場合は、ネガティブ・オプション(主として、商品を一方的に送りつける販売)にあたり、14日間を過ぎれば自由に処分できます。しかし、業者と争いになればネガティブ・オプションだったことを証明するのは難しいので、必要なければはじめから断る方がよいでしょう。断っているのに勝手に置いていった場合は、すぐに支店または本店の責任者に連絡をして、薬を引取り取ってもらうようにしてください。  
 悪質な業者の見分け方として、断っても強引に勧めて業者は問題がある可能性があるといえます。必要であれば、断ると、その後薬金などを口座に何回も徴収されることになります。  
 また、置き薬を販売する人は薬事法で、薬師免許が発行した身分証明書を携帯することが決められています。後日連絡が必要になることも考えられますので、会社名、氏名、電話番号などを控えておくことも大切です。  
 出典：薬師会消費者センター

(<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ska/svouhi/keihatsu/dai2/okigusuri.htm>)

(参考) 配置販売に関する補足資料

◆◆ 福島県消費生活センターニュース ◆◆

= 第61号 =

長期間請求のなかった配置薬(置き薬)の代金請求について

平成18年2月1日

各家庭に薬を預け、定期的に訪問して使用した薬の分だけ料金を受け取り、薬を補充していくという配置薬(置き薬)の販売は昔から行われており、広く利用されています。

配置薬に関する相談としては、「いらないと言ったのに薬箱を置いていった。」など、販売方法に係るものの他、最近では、「相当期間訪問がなく、以前に使用した配置薬の代金請求を昨日受けたが、支払わなければならないものなのか。」といったような相談が寄せられています。

【相談事例から】

配置薬の業者が7年ぐらい前までは定期的に訪ねてきて、使用した分の薬の代金を払っていた。その後、来なくなったため契約は終了していると思っていたので、現在、薬はほとんど残っていない。最近、自宅に業者が訪ねてきて、残っていない薬に関しての代金請求を受けたが、時効にはならないのだろうか。

○処理概要○

配置薬については、時効期間が薬を使った時から2年間である旨を説明。今回の場合には、代金請求権の時効による消滅を主張することができると回答いたしました。

【アドバイス】

- ◆ 配置薬の代金請求権が時効により消滅するのは2年です。このため、配置薬を使用してから2年以内に代金の請求が無かった場合には、代金請求の時効による消滅を主張することが可能です。
- ◆ 代金の請求を受けた時には、使用した薬と請求の内容が一致しているのかよく確認してください。
- ◆ 配置薬は業者の薬を預かっている状態です。使用期限が切れたからといって、勝手に処分してしまうと後にトラブルの原因となることも考えられます。もし、必要ないと思う時は、業者(責任者)に連絡して引き取ってもらうようにし、勝手に捨ててしまったり、紛失してしまったりしないようにしてください。
- ◆ 医薬品は「訪問販売等に関する法律」の指定外商品であるためターニング・オフは適用されません。また、消費者が断っているのに業者が勝手に置いていった場合には、ネガティブ・オプションに該当しますが、その証明は消費者自らが行う必要があります。不要な場合には、上記同様業者に引き取りを要請してください。
- ◆ 薬事法では配置薬の販売業者が各家庭に薬を預け、使った分の代金を後日徴収する方法以外の販売行為を禁止しています。このため、販売員がその場で薬を販売し、代金を受け取ることはありません。
- ◆ 配置薬の販売員は、薬事法に基づく県知事が発行する身分証明書を携帯しています。身分証明書の提示を求め内容を確認してください。
- ◆ 困った時には、最寄りの消費生活センターか市町村の窓口に相談してください。

県消費生活センター 電話 024-521-0999

(参考) 配置販売に関する補足資料

内閣総理大臣殿「これは不合理な既得権益の擁護です」  
 ～薬事法一部改正案の配置販売業に関する経過措置について

増山 ゆかり

1960 年前後に、日本で大衆薬(一般用医薬品)による重篤な副作用が発生しました。妊婦が飲んでも安全無害と売られた、サリドマイド成分を含む胃腸薬などが原因でした。胎児の手足は薬によって奪われ、或いは、流産や死産となって多くの幼い命が消えていきました。被害者数は 1000 人を超えていたのではないかととも言われました。サリドマイドは、薬の副作用が次世代にまで影響を及ぼすことがあることを人々の脳裏に焼き付けました。

残念なことですが、サリドマイド薬禍後もスモンなど多くの薬害事件が、一般用医薬品によって引き起こされています。その一般用医薬品の販売制度の見直しのため、今の通常国会に薬事法の一部改正する法律案が提出されています。

今回の改正案は、一般用医薬品の販売時に消費者に副作用情報や飲み合わせなど服用にあたって注意すべき情報が十分に提供されていない現状を踏まえ、リスクの程度に応じて専門家による消費者に対する適切な情報提供をはかることをめざすとしています。具体的には、市販薬をリスクに応じて 3 つに分類し、1 類については薬剤師が対面販売、2 類、3 類については薬剤師または新たに設ける販売専門家(「登録販売者」)による販売を義務づけています。

この改正は、厚生科学審議会医薬品販売制度部会でまとめた報告書に基づくものです。私はこの部会の委員でもあります。薬害被害者の立場からすれば、この報告書も充分とはいえませんが、医薬行政というものには消費者の利便からではなく、生命健康の保護を第一に考えなければならないという姿勢で厚生労働省は取り組み、一年半という期間を費やし粘り強く審議し、さまざまな困難を乗り越えてまとめあげたものです。

ところが、提出の法案は大きな問題を抱えています。配置販売業の販売資格の問題です。

配置販売業は、過疎地など医薬品の供給が十分でない地域の家庭に置き薬という形態で販売する配置販売は、これまで資格試験はなく都道府県の許可を得れば医薬品販売ができることになっていました。しかし、扱う薬の成分は、改正法の第 2 類に属するリスクの高いものが多数含まれています。そのため、これまで改善の必要性が指摘されてきました。1960 年に薬事法が制定されて以来、初めて一般用医薬品の販売方法を見直すにあたって、消費者の安全を確保するために最も是正されなければならない問題の一つでした。

そこで、検討部会報告書では、薬剤師の他に、新たな資格試験を導入して新資格を創設し、配置販売業者にもこの資格を取得することを求め、「専門家」による医薬品の適切な情報提供や管理を徹底し、消費者の安全を確保することしたのです。そして、円滑な移行のために経過措置を置くことを認めたのです。

しかし、法案は既に営業をしている配置販売業は、無期限で従来どおりの販売ができるという経過措置を置いています。これは既存の配置販売の温存をはかろうとするもので、安全を無視した既得権益の擁護以外のなにものでもありません。同じように新資格を取得することが求められている既存の一般販売業者や薬種商については、経過措置に 3 年の期限が付されているのに比べても不平等です。

無期限の経過措置は、せつかくの新資格を骨抜きにしまいます。配置販売業に関する経過措置期間についても、「この法律の施行の日から起算して 3 年を超えない範囲内において移行する」と明記すべきだと思います。

行政改革が叫ばれる昨今ですが、医療は消費者にとって安全確保を実現してこそ、真の改革に踏み込めるのではないのでしょうか。

財団法人いしずえ(サリドマイド福祉センター) 常務理事

JODA 資料 3

改正薬事法下での一般用医薬品供給の確保対策について  
(日本薬剤師会他 9 団体連名の検討会提出資料) の実行性に関する懸念

(参考) 配置販売に関する補足資料

株式会社 大木

NEWS & TOPICS

お知らせ

各位

日本経済新聞 平成21年2月20日付「診療の医薬品」記事に関して

掲載 日経流通新聞 平成21年2月20日付「診療の医薬品」記事でご覧になり、弊  
社を誤解したお問いをわざわざ致しております。しかしながら、様々な誤解を助長し  
たしますと、現時点では弊社の得意先以外の方々には対応いたしませんと申し  
上げております。

今年ぶんの薬事法改正が与える影響は、種別ごとの対応と併せて、弊社  
今後とも各種の要望や提案が寄せられることには当然の覚悟はありますが、弊社と  
いたしましては実施につきまして適宜お知らせ申し上げますことと本業界に身を置く  
ものとしての責務を考慮し、改めて申し上げます。

株式会社大木 代表取締役社長執行役員 柳井秀夫

OHKI | 会社概要 | 事業内容 | お問い合わせ | 採用 | 会社案内

(<http://www.ohki-net.co.jp/news/details/notice0902.html>)

### 漢方薬局など「相談薬局」が存続の危機に直面する問題点について

今回の省令で大きな打撃を受けるのは、医薬品のネット販売、伝統薬だけではありません。全国で千件以上はあると思われる街角の相談薬局、特に漢方の相談薬局にとっては存亡の危機となります。

「郵便その他の方法による販売」により対面以外の医薬品販売を行っているのは街角の相談薬局の薬剤師先生だということを検討会の委員のみなさんに改めて認識していただきたいと思います。街角の相談薬局の薬剤師先生が電話やファックス、インターネットを使って医薬品販売を行っているというのが通信販売の実態です。

最近 20 年ほどの間にドラッグストアが急速に伸びて、多くの街角の相談薬局が廃業しています。でも、一部の相談薬局は薬剤師先生の真摯な説明と、その先生を慕う患者さんの強い絆により何とか生き延びています。こういった相談薬局では、患者さんが高齢化し薬を受け取りに来られなくなったり、患者さんが遠方に引っ越しされたり、あるいはその評判を口コミで聞きつけた遠方の患者さんが飛び込みで相談したりといったことがあって、電話、ファックス、インターネットで相談を受けて、お薬を販売しています。

今回の「対面」以外は一切認めない省令のもとでは、そのような販売も当然一律に禁止されるのでしょうか？ そうすると、ドラッグストアに浸食され、細々と営んでいる相談薬局の売り上げのうち、電話、ファックス、インターネットにより行われている数パーセントから多い場合には半分以上の売上が吹っ飛んでしまいます。すでに赤字すれすれで経営していると思われる多くの相談薬局にとっては最後の KO パンチになります。

パブリックコメントでも、そのような相談薬局の薬剤師先生方や、相談薬局の患者さんから省令の取消を求める切実な声が多数挙がっています。

日本薬剤師会の副会長も省令施行後に通信販売を継続せざるを得ない旨をコメントしたとの報道があります。

一方で、今のままで省令が施行された後には、これらのまじめな薬剤師先生方が通信販売をすると営業停止や許可取消の処分を受けることとなります。このような薬剤師先生から医薬品を通信販売で購入している患者さんは、自分の信頼しているお薬の入手経路を断たれます。

医薬品の情報提供をしっかりとするための法改正であるにもかかわらず、対面の原則に固執することによって、医薬品の情報提供を長年にわたって誰よりもしっかりと行ってきた相談薬局の薬剤師先生の生業を奪うことになるのは大きな矛盾ではないでしょうか。

JODA 参考 1-1 薬局距離制限事件判決

昭和 43(行ツ)120 行政処分取消請求

昭和 50 年 04 月 30 日 最高裁判所大法廷 判決 破棄自判 広島高等裁判所

主 文

原判決を破棄する。

被上告人の控訴を棄却する。

控訴費用及び上告費用は被上告人の負担とする。

理 由

上告代理人・原隆一の上告理由二について。

所論は、要するに、本件許可申請につき、昭和三八年法律第一三五号による改正後の薬事法の規定によつて処理すべきものとした原審の判断は、憲法三一条、三九条、民法一条二項に違反し、薬事法六条一項の適用を誤つたものであるというのである。

しかし、行政処分は原則として処分時の法令に準拠してされるべきものであり、このことは許可処分においても同様であつて、法令に特段の定めのないかぎり、許可申請時の法令によつて許否を決定すべきのではなく、許可申請者は、申請によつて申請時の法令により許可を受ける具体的な権利を取得するものではないから、右のように解したからといつて法律不遡及の原則に反することとなるものではない。また、原審の適法に確定するところによれば、本件許可申請は所論の改正法施行の日の前日に受理されたというのであり、被上告人が改正法に基づく許可条件に関する基準を定める条例の施行をまつて右申請に対する処理をしたからといつて、これを違法とすべき理由はない。所論の点に関する原審の判断は、結局、正当というべきであり、違憲の主張は、所論の違法があることを前提とするもので、失当である。論旨は、採用することができない。

同上告理由一について。

所論は、要するに、薬事法六条二項、四項（これらを準用する同法二六条二項）及びこれに基づく広島県条例「薬局等の配置の基準を定める条例」（昭和三八年広島県条例第二九号。以下「県条例」という。）を合憲とした原判決には、憲法二二条、一三条の解釈、適用を誤つた違法があるというのである。

一 憲法二二条一項の職業選択の自由と許可制

(一) 憲法二二条一項は、何人も、公共の福祉に反しないかぎり、職業選択の自由を有すると規定している。職業は、人が自己の生計を維持するためにする継続的活動であるとともに、分業社会においては、これを通じて社会の存続と発展に寄与する社会的機能分担の活動たる性質を有し、各人が自己のもつ個性を全うすべき場として、個人の人格的価値とも不可分の関連を有するものである。右規定が職業選択の自由を基本的人権の一つとして